

**久留米の魅力発信パンフレット制作業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

久留米市内の魅力在市外在住者に分かりやすく、広く効果的に紹介するため、制作業者のプロポーザルを行うものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米の魅力発信パンフレット制作業務(詳細は業務委託仕様書による)
- (2) 契約期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

3. 業務の基本的な考え方

- (1) このパンフレットは、市の5つの魅力を効果的に紹介し、久留米市の魅力の浸透を図り、認知度を高めるために制作するものである。
- (2) 文章での紹介、写真などの掲載、動画連動、仕掛けを取り入れることにより、市の魅力を理解しやすくかつ話題性を含み、効果的に伝えるものとする。

4. 委託予算額

本業務は、3,000,000円(諸税込)以内を委託予算とする。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式

6. スケジュール

令和3年8月3日(火)	公募開始
令和3年8月10日(火)	質問書受付締切
令和3年8月17日(火)	質問書に対する回答
令和3年8月20日(金)	参加申込書提出締切
令和3年9月3日(金)	企画提案書等の提出締切
令和3年9月10日(金)	資格審査の結果通知
令和3年9月15日(水)～9月17日(金)【予定】	プレゼンテーション実施
令和3年9月27日(月)【予定】	審査結果通知書の送付
令和3年9月30日(木)頃	契約締結

※受付時間はいずれも平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

7. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に事業所を置く事業者であること。なお、共同企業体の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。
- (2) 優れた企画制作能力を有するとともに、提案内容を確実に遂行できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第 7 号様式）を電子メールに添付して「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は一切受け付けない。また、質問期限以降の質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和 3 年 8 月 10 日（火）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 回答方法

令和 3 年 8 月 17 日（火）までに、質問書（第 7 号様式）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて久留米シティプロモーションサイトに掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込期限から3カ月以内に発行されたものに限る。本市の名簿登録者の場合、キ、ク、ケは不要とする。なお、提出書類に不備等があった場合は失格とみなします。

ア	参加申込書（第1号様式）	1部
イ	企画提案書（「10. 企画提案書作成方法」を参照）	7部
ウ	印刷物または印刷データ企画業務受託実績(任意様式/A4)	1部
エ	会社概要(第2号様式)	1部
オ	価格提案書（第3号様式）	1部
※「久留米シティプロモーション実行委員会」宛とし、仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳明細書（任意様式）を添付すること。		
カ	参加資格に係る申立書（第4号様式）	1部
キ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
ク	納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
ケ	役員等調書及び照会承諾書（第5号様式）	1部
コ	委任状（第6号様式）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	1部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在区分ごとの必要書類）

所在区分	税区分		法人	個人
		税目		
市外かつ県内	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市外かつ県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出)

※共同企業体の場合は、代表事業者の所在地の区分に従うこと。

(2) 提出期間及び時間

ア、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コ

令和3年8月3日(火)から令和3年8月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(必着)とする。ただし、土日祝日を除く。

イ、オ

令和3年8月3日(火)から令和3年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(必着)とする。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、久留米シティプロモーション実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「令和3年度久留米の魅力発信パンフレット制作業務企画提案書」と記載すること。

イ 様式 A4版縦型・両面印刷可・長編綴じ。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント(ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない)・横書きにすること。

エ 提出部数 7部(正1部、副6部)。副6部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

オ 制限枚数 表紙を除き、20枚以内とする。

カ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること。

(2) 構成とポイント

ア 提案書は、次ページの表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、簡潔に記載すること。

ウ 具体的なデザインや雰囲気、カラーがイメージしやすいよう、サンプルを入れること。なお、写真はイメージ写真で可とする。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

《企画提案書の構成》

	構成	ポイント
1	基本方針	ターゲットやコンセプト等を明記し、本業務の実施方針、編集・デザイン等を記載のこと。
2	企画提案	○仕様書の目的・内容・要件等を反映した、本業務にとって最も有効であると思われる提案内容とすること。 ○別紙「久留米の魅力発信パンフレット制作業務評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。
3	実施体制	本業務を的確に実施するための、実施体制・担当者等の配置状況について記載のこと。
4	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績を、そのポイントとともに記載のこと。 実績1点について、A4サイズ片面1枚を使用したビジュアル見本をつけることができる。様式は任意最大6点までとする。(制限枚数20枚を含む)

(3) その他

参加申込書を提出しても、期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

11. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和3年9月15日（水）～9月17日（金）のうち1日

(2) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 20分以内

(4) 質疑応答 10分程度

(5) 参加人数 3人以内

(6) 留意事項

ア スクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、実行委員会が用意したプロジェクター（パソコン出力はHDMI端子のみ可、HDMIケーブルは実行委員会が用意する）及びスクリーンを利用すること。プロジェクターに接続するパソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、WEB方式により実施する場合がある。

12. 審査の実施

(1) 審査委員会

久留米の魅力発信パンフレット制作業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「久留米の魅力発信パンフレット制作業務企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。審査委員会は、委託料の総額の範囲内で、6割以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。

最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

- ① 各審査委員の最高評価を獲得した数が多い提案者
- ② 価格提案書の金額が最も安価な提案者

(2) 審査結果

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、久留米シティプロモーションサイトに掲載する。

通知時期 令和3年9月27日（月）【予定】

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不足があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、企画提案書作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「4. 委託予算額」を超過した場合

14. 情報公開及び提供

実行委員会及び市は、提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費はすべて企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を実行委員会及び市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、実行委員会と契約に至った者が作成した企画提案書については、実行委員会が必要と認める場合には、予め通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

16. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米シティプロモーション実行委員会事務局

(事務局：久留米市総合政策部広報戦略課内)

担当：円城寺、森、今村

電話：0942-30-9119

FAX：0942-30-9702

E-mail：kouhou@city.kurume.fukuoka.jp